

## コネクティッドサービス利用規約

コネクティッドサービス利用規約(以下「本規約」といいます。 )は、マツダ株式会社(以下「当社」といいます。 )が提供する自動車向け情報通信サービス「コネクティッドサービス」(以下「コネクティッドサービス」といいます。 )の利用条件及び利用上の注意事項等を定めるものです。

### 第1条(本規約の適用)

本規約は、当社との間でコネクティッドサービスの利用に関する契約(以下「コネクティッドサービス利用契約」といいます。 )を締結し、コネクティッドサービスをご利用になる全てのお客様(以下「ユーザー」といいます。 )に適用されます。

### 第2条(定義)

本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1)「車載機」とは、当社の車両に装着されたコネクティビティシステム「マツダコネクト」をいいます。
- (2)「車載通信機」とは、自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。
- (3)「端末」とは、コネクティッドサービスに対応する携帯電話で、ユーザーが所有または管理するものをいいます。
- (4)「利用車両」とは、車載機及び車載通信機が搭載されたコネクティッドサービスの利用対象となる車両であり、ユーザーが所有または管理するものをいいます。
- (5)「コネクティッドサービス」とは、利用車両に搭載された車載通信機を通じて、当社がユーザーに提供する各種サービス・コンテンツの総体をいいます。
- (6)「協業事業者」とは、当社と提携して、コネクティッドサービス以外のサービスをユーザーに提供する事業者(ここでいう「サービス」とは、コネクティッドサービスを含む当社が提供するサービスとは別のサービスを指します。 )をいいます。
- (7)「マツダ販売店」とは、当社と特約販売契約を締結する特約販売会社をいいます。
- (8)「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。 )をいいます。
- (9)「車両状態情報」とは、利用車両の状態に関する情報(位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数を含みますが、これらに限りません。 )をいいます。
- (10)「当社グループ会社」とは、当社の子会社、関連会社及びその他の関係会社をいい、マツダ販売店を含むものとします。
- (11)「当社等」とは、当社、当社グループ会社及び協業事業者を総称していいます。

### 第3条(本規約の範囲及び変更並びにユーザーへの通知)

- 1 当社が定める手段を通じてユーザーに対して随時通知されるコネクティッドサービスに関する諸規程は、当社が当該通知を発した時点をもって本規約の一部を構成するものとします。
- 2 当社は、ユーザーの承諾を得ることなく、本規約の内容の全部または一部を変更することがあります。
- 3 当社は、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト及びMyMazda Appに掲載することにより、ユーザーに対する通知を行ったものとみなすことができます。

#### 第4条（コネクティッドサービスの内容の変更）

当社は、ユーザーに通知をすることなく、コネクティッドサービスのサービス内容の全部または一部を変更することがあります。

#### 第5条（コネクティッドサービス利用契約の申込み等）

- 1 コネクティッドサービス利用契約は、利用車両1台ごとに、当社とユーザー1名との間でのみ成立するものとし、1台の車両につき複数のユーザーがコネクティッドサービス利用契約の契約当事者になることはありません。
- 2 コネクティッドサービス利用契約の締結を希望するお客様は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、当社に対してコネクティッドサービスの利用を申し込むものとします。

#### 第6条（コネクティッドサービス利用契約の成立）

- 1 コネクティッドサービス利用契約は、前条第2項の申込みが当社に到達し、所定の手続完了後、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。
- 2 前項の承諾は、当該申込者において、コネクティッドサービスの利用が可能となったときに、当社がこれをなしたものとみなします。

#### 第7条（コネクティッドサービス利用契約申込みの承諾の拒否及び取消し）

当社は、コネクティッドサービス利用契約の締結を希望するお客様が次のいずれかに該当する場合、コネクティッドサービスの利用申込みを承諾しないことがあります。また、承諾後、ユーザーが次のいずれかに該当することが判明した場合、コネクティッドサービスの利用申込みに対する承諾の取消しを行うことがあります。

- (1) 本規約の内容に同意いただけない場合
- (2) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (3) 本規約違反などにより過去にコネクティッドサービス利用申込みに対する承諾が取消されたことがある場合
- (4) コネクティッドサービス利用申込み虚偽、誤記または記入漏れがある場合
- (5) その他、当社がコネクティッドサービスの利用申込みをされたお客様またはユーザーがコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合

#### 第8条（コネクティッドサービスを利用できる者の範囲）

- 1 ユーザーは、第三者に対して、コネクティッドサービスのうち所定の範囲内のサービス・コンテンツの全部または一部の利用を許諾することができます（以下、利用許諾を受けた当該第三者を「セカンダリドライバー」といいます。）。
- 2 ユーザーは、セカンダリドライバーがコネクティッドサービスのうち許諾した範囲内のサービス・コンテンツを利用するにあたり、セカンダリドライバーをして、コネクティッドサービスセカンダリドライバー利用規約を遵守させるものとします。また、セカンダリドライバーの行為はユーザーの行為とみなされ、ユーザーはセカンダリドライバーの行為について一切の責任を負うものとします。
- 3 ユーザー及びセカンダリドライバー以外の第三者がユーザーに無断でコネクティッドサービスを利用したとしても、当社は当該利用に関し一切責任を負いません。

#### 第9条（コネクティッドサービスの利用方法）

ユーザーは、車載機及び車載通信機（以下「車載機等」といいます。）並びに端末を通じて、コネクティッドサービスを利用できます。

#### 第10条（権利義務の譲渡禁止）

ユーザーは、コネクティッドサービス利用契約に係る契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

#### 第11条（ID等の管理責任）

- 1 ユーザーは、コネクティッドサービスの利用にあたって必要となる自己のID及びパスワード（以下、あわせて「ID等」といいます。）を、自ら責任をもって管理するものとし、そのID等を使用しなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。
- 2 ユーザーは、自己のID等を第三者に貸与し、または使用させることはできないものとします。万が一、ユーザーのID等が第三者に使用されたことによりユーザーまたはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、当社は一切責任を負いません。
- 3 ユーザーは、他のユーザーのID等を使用してコネクティッドサービスを利用することはできないものとします。万が一、ユーザーが他のユーザーのID等を使用してコネクティッドサービスを利用した場合、ユーザーはそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとします。

#### 第12条（変更の届出）

- 1 ユーザーは、氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容に変更があった場合には、当社に

対し速やかに所定の変更届出を行うものとしします。

- 2 ユーザーが前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、当社は一切責任を負いません。

#### 第13条（車載機等の用意）

ユーザーは、コネクティッドサービスを利用しようとする場合には、その利用に必要となる車載機等及び端末並びにソフトウェア及び通信回線等を、自己の責任と負担において用意するものとしします。

#### 第14条（一部のサービスの変更・廃止）

当社は、ユーザーへ通知することなく、コネクティッドサービスの一部のサービスを変更または廃止することができるものとしします。

#### 第15条（コネクティッドサービスのサービス終了）

当社は、ユーザーに事前通知のうえ、コネクティッドサービスの全てのサービスの提供を終了させて、コネクティッドサービス利用契約を終了させることができるものとしします。

#### 第16条（コネクティッドサービスのサービス提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、コネクティッドサービスのサービス提供を一時的に中断することがあります。

- (1) コネクティッドサービスのシステム保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (5) 通信サービスが停止された場合
- (6) 車載機等の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他、運用上または技術上、当社がコネクティッドサービスのサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合

#### 第17条（損害賠償）

ユーザーが本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該ユーザーに対して損害賠償を請求することができるものとしします。

#### 第18条（免責）

- 1 当社は、コネクティッドサービスの通信方式の全部または一部が廃止または変更されることに伴い、コネクティッドサービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、当社は何らの義務も責任も負わないものとします。
- 2 当社は、コネクティッドサービスの有用性及び正確性について如何なる保証もせず、コネクティッドサービスの遅延または中断などによりユーザーまたはセカンダリドライバーが被った損害について一切責任を負いません。
- 3 ユーザーがコネクティッドサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、ユーザーは自己の責任と負担において解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。
- 4 次の各号の場合にはコネクティッドサービスの全部または一部が利用できず、それによりユーザーまたはセカンダリドライバーが被った損害について、それが当社の故意または重過失により生じた場合を除き、当社は一切責任を負いません。
  - (1) ユーザーの届け出た情報の内容に誤りのある場合、またはユーザーが第12条の変更届出を怠っている場合
  - (2) 車載機等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくはコネクティッドサービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
  - (3) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
  - (4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下等、車載機等に電力が正常に供給されていない場合
  - (5) 車載機等の電源が入っていない場合

#### 第19条（コネクティッドサービスの適法な私的利用以外の利用禁止など）

- 1 ユーザーは、コネクティッドサービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他知的財産権の権利者（以下「著作権者等」といいます。）の承諾を得ることなく、コネクティッドサービスを通じて入手した、知的財産権で保護されるいかなる情報（以下「知財情報」といいます。）も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によってもユーザー個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとします。
- 2 ユーザーは、著作権者等の承諾を得ることなく、コネクティッドサービスを通じて入手したいいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者へ使用させ、または公開することはできないものとします。
- 3 ユーザーは、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的としてコネクティッドサービスを利用することができないものとします。
- 4 ユーザーは、法令または公序良俗に反してコネクティッドサービスを利用することはできないものとします。

#### 第20条（電子メール）

- 1 ユーザーは、コネクティッドサービスにおいて電子メールを送受信等する場合には、自己の責任においてこれを行うものとします。
- 2 当社は、コネクティッドサービスの利用申込みの際にユーザーが登録したメールアドレスに対して電子メールを送信しても不達の場合には、一定時間（72時間）再送を続けますが、当該時間を超えた場合には、電子メールの送信を停止いたします。これにより、ユーザーが不利益を受けたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第21条（統計データの利用）

- 1 当社は、ユーザーがコネクティッドサービスを利用することにより当社が取得した利用車両の位置情報及び走行情報等の情報について、個人を特定できない形式で統計としての処理を行ったものを、本アプリ及び当社が提供または販売する他の商品・サービスにおいて利用し、または第三者に提供または販売することができるものとします。
- 2 ユーザーは、前項に基づき当社が統計データを利用することについて承諾するものとします。

#### 第22条（個人情報等の取扱い）

当社は、当社が取得したユーザーの個人情報及び車両状態情報（以下、併せて「個人情報等」といいます。）を、当社が別途定めるコネクティッドサービス プライバシーポリシー及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとします。

#### 第23条（コネクティッドサービスの利用料金等）

- 1 利用車両の初度登録日から3年後の初度登録月末日までの間、当社はコネクティッドサービスを無償で提供します。なお、当該無料期間内のどの時点でコネクティッドサービス利用契約を締結しても、また、当該無料期間内に一旦コネクティッドサービス利用契約を解約した後、改めて、コネクティッドサービス利用契約を締結したとしても、当該無料期間の満了日は変わりません。
- 2 前項に定める無料期間満了後、コネクティッドサービス利用契約は自動的に解約されます。

#### 第24条（譲渡時等の取扱い）

- 1 ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、また理由如何に関わらず、毀損・滅失等により利用車両を保有しなくなった場合は、コネクティッドサービス利用契約の解約を当社に届け出るものとします。ユーザーがこれを怠ったことによりユーザーに損害が発生しても当社は一切責任を負いません。
- 2 ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機等に入力された個人情報等のすべてを当社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、ユーザーが所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機等に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、または漏洩しても、当

社は一切責任を負いません。

- 3 ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、または利用車両を保有しなくなった場合には、当該車両の所有者の同意がない限り、通信端末その他如何なる手段によっても、当該車両の車載機等にアクセスしたり、当該車両の車載機等を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとし、また、利用車両を第三者から譲り受けてユーザーとなる者と利用車両の当該譲渡人との間の紛争については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

#### 第25条（反社会的勢力の排除）

- 1 ユーザーは、自己及びセカンダリドライバーが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたはこれらの者と密接な交友関係のある者（以下「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとし、
- 2 ユーザーは、自らまたはセカンダリドライバー若しくは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを保証するものとし、
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) コネクティッドサービスの利用に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 ユーザーまたはセカンダリドライバーが前二項のいずれかに違反することが判明した場合、当社は、何らの催告を要することなく、コネクティッドサービス利用契約を解除して、コネクティッドサービスの提供を中止することができます。かかる解除及びサービスの提供を中止したことに起因してユーザーまたはセカンダリドライバーに何らかの損害が生じた場合であっても、ユーザーまたはセカンダリドライバーに対し、当社は一切責任を負いません。

#### 第26条（解除事由）

- 1 当社は、ユーザーまたはセカンダリドライバーが次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、セカンダリドライバーの場合は、第4号、第5号、第7号及び第8号は除きます。）、ユーザーに通知または催告することなく、直ちにコネクティッドサービス利用契約を解除できるものとし、
  - (1) 当社に対しコネクティッドサービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
  - (2) コネクティッドサービスを不正に利用した場合
  - (3) コネクティッドサービスの運営を妨害した場合
  - (4) 利用車両を保有しなくなった場合

- (5) コネクティッドサービスを1年以上利用していない場合
- (6) 本規約及び本規約の一部を構成する規約その他本規約に関連する規約のいずれかの条項に違反した場合
- (7) 第25条に違反する事実が判明したとき
- (8) その他、当社がユーザーをコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合

#### 第27条（コネクティッドサービス利用契約の解約）

ユーザーは、コネクティッドサービス利用契約の解約を希望する場合、当社に届け出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。

#### 第28条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。
- 2 ユーザーと当社との間で本規約またはコネクティッドサービスに関して生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年8月1日制定